

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の評議員、理事及び監事の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

2 第1項の規定にかかわらず、役員等で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 役員等の報酬は、1日につき30,000円とする。半日の場合は、15,000円支給する。

2 理事長については、月額900,000円を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給については、毎月25日とする。但し、土日祝日に当たるときは、その日前で最も近い土日祝日でない日に支給する。

2 理事長以外の役員等は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名

義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等の費用は、会議等への出席の場合、1回5,000円を支給する。出張の場合、旅費規程に定める額を支給する。ただし、役員等で職員としての立場を有する者に対しては、旅費規程に基づき、旅費が支払われる場合を除き、会議等への出席に係る費用は支払わない。

2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月19日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。